

令和八年六月三十日提出  
質問 第二二三号

年金給付の期日に関する質問主意書

提出者 山本ジョージ

## 年金給付の期日に関する質問主意書

労働基準法第二十四条第二項では、「賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。」とされている。一方、国民年金法第十八条第三項では、「年金給付は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれの前月までの分を支払う。」とされている。この差異の理由について、政府の見解を示されたい。また、年金給付を毎月に改める検討を行っているか、併せて示されたい。

右質問する。